

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会

□日時 令和2年2月20日(木) 18時30分～

□場所 恵庭市民会館 2階 中会議室

1 開会

2 新委員挨拶

3 副会長の互選

4 議事

(1) 計画に基づく事業の評価について

(2) 報告事項

恵庭市運動・スポーツ推進計画中間見直しについて

5 その他

6 閉会

○恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則

平成28年5月31日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条及び恵庭市スポーツ振興まちづくり条例(平成26年条例第29号)第16条の規定により設置する恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツ関連活動に関する計画その他スポーツ振興に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申し、意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員の定数は10人以内とし、スポーツに関する学識経験のある者及びスポーツ関連団体関係者の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部健康スポーツ課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

計画に基づく事業の評価について

1. 令和元年度事業評価について（確認）

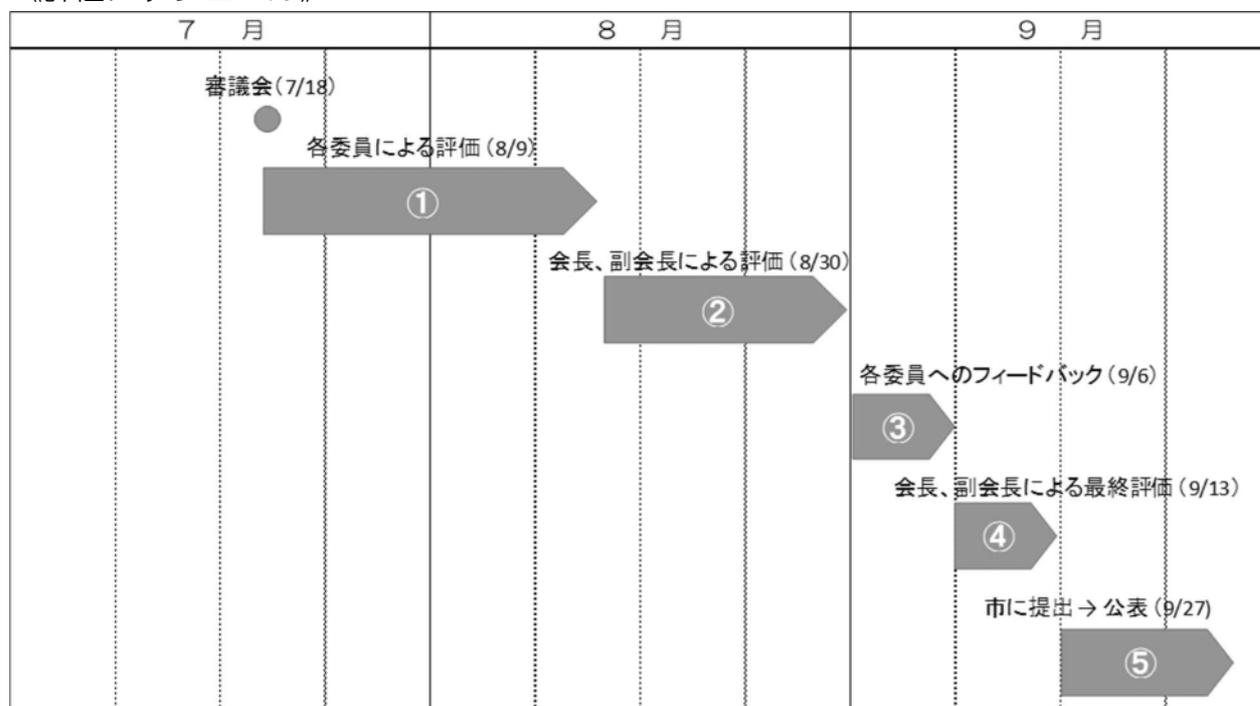
今年度は、平成30年度の実施事業について、市の担当所管で事業評価シートを作成し、そのシートに対し審議会が評価を行い、結果を市に報告しました。

【評価から公表までのながれ】

7月18日に審議会を開催し、別紙「恵庭市運動・スポーツ推進計画 体系図の17の中項目ごとに評価担当者（役割分担）を決め、評価スケジュールを確認。

- ① 評価担当者ごとによる評価を行い事務局に提出。(8/9)
- ② 評価担当者ごとによる評価を会長、副会長が確認し取り纏め評価を実施(8/30)
- ③ 会長、副会長評価結果を各委員へフィードバック(9/6まで)
- ④ 各委員確認後、会長、副会長へ報告し調整を行う。(9/13まで)
- ⑤ 評価結果を市へ提出。市は受領後、各担当所管に評価結果をフィードバックし、ホームページで公表。(9/27)

《評価スケジュール》



2. 令和2年度事業評価について（審議事項）

次年度は令和元年度実施事業に対して評価を行うこととなりますが、評価方法やスケジュールについては今年度と同様に実施する。（詳細については6月開催予定の審議会で決定する）

恵庭市 運動・スポーツ推進計画 体系図

基本理念	基本方針	基本施策				
		大項目	中項目	小項目		
夢と健康を育むまち 「健康・スポーツコミュニティ えにわ」	運動やスポーツを通じた健康の保持推進	1 子どもの運動やスポーツ活動の推進	(1) 幼児期からの遊びや運動の習慣づくり	① 親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供 ② 幼児期の身体活動の促進 ③ 幼児期からの望ましい栄養・食生活の確立 ④ 子どもひろばなどの活用	担当割A	
			(2) 子どもの体力向上	① 外遊びや歩くことなどによる運動習慣の形成 ② 運動やスポーツ体験機会の充実 ③ 学童クラブ等でのニュースポーツの普及 ④ トップアスリートなどとの交流 ⑤ スポーツ少年団への加入促進支援 ⑥ 保護者、教員、指導者向けの研修機会の充実 ⑦ 丈夫な体をつくる栄養・食生活の推進	担当割A	
		2 高齢者の健康づくりの推進	(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり	① ニュースポーツ体験機会の充実 ② 歩くなどの運動習慣につながる機会づくり ③ 栄養・食生活や運動などの各種事業の取り組み	担当割B	
			(2) 高齢者の健康づくり	① 住民主体による介護予防の普及啓発 ② 高齢者対象の健康や運動に関する広報活動の推進	担当割B	
		3 気軽に参加できる多様な機会の充実	(1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり	① 日常生活の中で意識して体を動かすことへの啓発 ② 生活習慣予防のための情報の提供 ③ 年齢や健康状況に応じた相談体制の充実	担当割B	
			(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供	① 歩くことによる健康づくりの事業の推進 ② ニュースポーツ体験機会の充実 ③ 気軽に参加できるプログラム等の充実 ④ 初心者スポーツ教室などの充実 ⑤ 高齢者も参加しやすいプログラムの充実 ⑥ 障がいのある人への運動やスポーツの普及 ⑦ 施設などへのアクセス向上による運動・スポーツへの参加促進	担当割B	
			(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり	① 子育て世代が参加しやすいプログラムの提供 ② 親子でできる運動や遊びプログラムの提供 ③ 働き盛り世代が参加しやすいプログラムの提供	担当割A	
			(4) 多様な運動やスポーツの継続支援	① 各種運動プログラムやスポーツ教室の充実 ② 各種スポーツ大会の開催	担当割A	
			(5) アウトドア・ウィンタースポーツの振興	① アウトドアスポーツの普及推進 ② ウインタースポーツの普及推進	担当割C	
		運動やスポーツを通じた健康の保持推進	1 地域の運動やスポーツ活動の充実	(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化	① 体育協会への支援や連携の強化 ② スポーツ少年団活動への支援 ③ 競技団体などへの育成支援 ④ 各種競技団体が主管する全国大会などの開催支援 ⑤ 総合型地域スポーツクラブとの連携 ⑥ 地域団体などにおける運動やスポーツの推進	担当割A
				(2) 活動を支える人材の養成・確保	① 指導者の発掘と研修機会の拡充 ② スポーツ推進委員やスポーツ指導員による地域スポーツ活動の拡充 ③ 運動やスポーツに関わる人材と地域との連携の強化 ④ スポーツボランティアの意識啓発 ⑤ 健康や運動・スポーツ情報の充実	担当割A
			2 競技力の向上	(1) ジュニア期からの競技力向上	① 地元トップアスリート・競技者による指導機会の拡充 ② 学校部活動などへの専門指導者派遣支援 ③ 選手育成事業などへの支援 ④ 競技指導者などの養成・指導力向上のための研修機会の確保 ⑤ 競技スポーツに必要な栄養・食生活に関する情報の提供 ⑥ 高等教育機関などからのスポーツ医・科学情報の提供	担当割C
	(2) 優秀競技者などへの支援			① 国際・全国大会などの出場者への支援 ② 優秀競技者などの顕彰	担当割C	
	楽しむや環境づくりを		1 運動やスポーツに関する情報提供の充実	(1) 情報の収集・発信	① 各種情報の収集を目的とした各関係機関などの情報共有体制の構築 ② 多様な媒体を活用した情報の発信 ③ 健康や運動・スポーツ情報の充実	担当割B
				(2) スポーツ観戦の機会づくり	① スポーツ観戦の推進 ② トップアスリートの交流の機会づくり ③ 市民と一体となって行う応援活動の推進	担当割C
		2 スポーツ施設及び関連施設の充実	(1) 施設の有効活用	① 歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進 ② 学校スポーツ施設の活用 ③ スポーツ施設の有効活用の推進	担当割C	
			(2) 計画的な施設管理の推進	① 既存スポーツ施設の整備・改修の推進 ② 通年型屋外スポーツ施設の整備 ③ 利用しやすい施設使用料などの検討	担当割C	